

## 屋久島町地域公共交通計画策定業務仕様書

### 1 業務委託名

屋久島町地域公共交通計画策定業務

### 2 目的

全国的に、自家用自動車への依存の高まりや人口減少が進む中、バス等の公共交通機関の利用者が減少し、民間事業者や自治体の財政負担が増加するとともに、路線の減便、廃止等、公共交通事業をとりまく環境が年々厳しさを増している。

本町においても例外ではなく、町民生活の確保・維持のために町民の通勤・通学・買物・通院等に考慮した利便性の高い持続可能な公共交通網の構築が喫緊の課題となっている。

そこで、公共交通システムの検討を行い、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通のマスタープランとなる「屋久島町地域公共交通計画」を、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に基づき策定するものである。

### 3 背景（本町の現状及び問題点）

本町は、鹿児島県大隅半島の佐多岬から南南西約60kmに位置し、屋久島（面積504.8km<sup>2</sup>）と口永良部島（面積38.0km<sup>2</sup>）から構成されている。屋久島は、周囲約130kmのほぼ円形の島で、海岸沿いに24の集落が点在し、約12,000人が生活している。口永良部島は、周囲約50kmの島で、約120人が生活している。

屋久島は、中央部に九州最高峰の宮之浦岳（1,936m）を主峰とする標高1,800mを超える峰々がそびえていることから、「洋上のアルプス」とも呼ばれている。また、島の面積の約9割は森林に覆われている。一方、口永良部島は、現在も活発な活動を続ける火山の島であり、緑の火山島と呼ばれている。

本町の65歳以上の老年人口は、36.4%（令和2年国勢調査）となっており、県平均（32.5%）と比較しても高齢化が進行している地域といえる。

本町は離島という地域性もあり、島外と結ぶ交通手段は、航空機及び高速船ジェットフォイル、貨客定期フェリー、貨物定期フェリーに限定される。

航空路線は、屋久島－鹿児島間に1日6往復、屋久島－大阪（伊丹）、福岡間にそれぞれ1往復就航している。航路では、高速船ジェットフォイルが屋久島－鹿児島（種子島・指宿含む）間に1日6往復、貨客定期フェリーのうちフェリー屋久島2が屋久島－鹿児島間を1日1往復、はいびすかすが屋久島－鹿児島（西之表港経由、谷山港）間を1日1往復している。（新型コロナウイルス感染症の影響により減便している便あり。）

また、屋久島町営フェリー（フェリー太陽II）が、宮之浦港と島間港（種子島）・口永良

部漁港の間を1日1往復している。

町内の道路事情は、周囲約100kmに主要地方道（上屋久屋久線、上屋久永田屋久線）が、主要観光地には、一般県道（屋久島公園安房線、白谷雲水峡宮之浦線、安房港線）が整備されている。口永良部島には県道は整備されておらず、町道・農道・林道が整備されている。

島内交通では、2社の定期路線バスが永田から大川の滝（栗生）間に12路線（3月～11月の間運行している荒川登山バス路線含む。）があり、その他観光バスやタクシー、レンタカーがあるが、口永良部島には、公共交通網は存在しない。

地域間幹線系統確保事業により運行を確保する運行系統は、永田～宮之浦支所～いわさきホテル、宮之浦港～安房港～いわさきホテル～栗生の2系統あるが、永田～宮之浦支所～いわさきホテルの路線のうち、宮之浦から永田間においては、便数が少なく利用者からすると、不便をきたしている。また、それぞれの路線は、主要地方道、県道を運行しており、集落内の移動については、人口の多い宮之浦地区、安房地区については、タクシーがあるものの、その他の地区については、交通手段がない。

観光の視点から見ると、荒川登山口や白谷雲水峡の山岳部や、大川の滝、田舎浜はバスが運行しているものの、その他の観光スポットへ行くには、道が狭隘であり、レンタカーやタクシーでの移動が主である。

バスと他の交通機関との接続については、現在、鹿児島～屋久島の航空路の最終便が、午後6時30分着となっているが、それに接続する路線バスがないため、持続性を考慮した見直しが必要である。

今後、高齢化が加速化することは必然であり、地区内の交通手段の確保、ドライバーの確保等効率的な公共交通体系の構築や脱炭素社会実現へ向けた車両の更新など課題となっている。

#### 4 対象地域

屋久島町全域とする。（口永良部島を含む。）

#### 5 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月25日までとする。

#### 6 業務内容

現時点で想定する業務内容は、下記のとおりである。なお、受託者の提案を踏まえ、協議のうえ、内容の変更および調整を行うこととする。

##### （1）屋久島町の公共交通における現状・課題の整理

統計データや既存調査等を活用し、地理的条件、人口動態、施設の立地状況等の把握や地域ごとの特性・実情を把握し、屋久島町の公共交通の課題を整理する。

町民等の移動実態及びニーズを把握するための住民アンケート調査を実施し、結果データを整理し、分析する。(調査項目や実施方法調査票の配布・回収方法等は提案項目とする。)

なお、現段階では、アンケート対象として、町民2,000名を想定している。

役割分担	屋久島町	受託者
調査項目の作成		○
調査票の印刷		○
往信・返信用封筒の印刷		○
封入封緘作業		○
宛名シールの作成		○
宛名シールの貼付		○
発送		○
回収		○
集計作業		○

## (2) 公共交通利用者へのアンケート調査の実施

公共交通利用者へのアンケートを実施し、観光客等の公共交通に対するニーズ等の把握を行う。

## (3) 交通事業者へのヒアリング調査

交通事業者の実状や、今後の公共交通の維持等に対する意向など把握するため、ヒアリング調査を実施し、これまでの取組状況、社会的背景を踏まえた公共交通の課題そして財政状況等を整理する。

## (4) 基本的な方向性の検討

屋久島町の目指す方向性や地域公共交通のあるべき姿を検討する。

## (5) 課題解決に向けた具体的施策の検討

公共交通に関する現状・課題を踏まえ、分析・検討をし、新たな公共交通体系の提案を含めた具体的施策の実現に向けて検討する。

## (6) 屋久島町地域公共交通計画の作成

上記を踏まえ、屋久島町地域公共交通計画をとりまとめる。

なお、国土交通省から示される本計画に記載が必要な事項を踏まえるものとする。

(7) パブリックコメントの実施支援

町のホームページや窓口等で実施するパブリックコメントの実施にあたり、わかりやすく計画内容を公表するため、概要版の作成を行う。

(8) 屋久島町地域公共交通活性化協議会の開催支援

会議の開催にあたり必要となる資料の作成、会議への出席・資料説明、議事録の作成を行う。※5回程度の開催を想定。

(9) 協議・打合せ

業務を円滑に進めるため、事務局と受託者の協議・打合せを5回程度行う。(コロナウイルス感染症の状況によってはWeb開催とする。)

7 策定スケジュール (予定)

項目	日程
交通事業者へのアンケート	契約締結日から令和4年10月
交通利用者へのアンケート	契約締結日から令和4年10月
アンケートの実施、集計・分析	契約締結日から令和4年11月
屋久島町地域公共交通会議	令和4年5月、8月、11月、令和5年1月、3月 (予定)
計画素案の提示	令和4年12月
パブリックコメント	令和5年2月
計画の策定	令和5年3月

8 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、仕様の詳細は協議のうえ決定する。

- (1) 業務報告書 (A4版) 1部
  - (2) 屋久島町地域公共交通計画 (A4版) 製本 50部
  - (3) 屋久島町地域公共交通計画 (概要版) 30部
  - (4) 電子媒体 (CD-R等) 一式
  - (5) 本業務において収集及び作成した資料及び電子データ (CD-R等) 一式
- ※電子媒体については、(1)から(3)それぞれをPDF及び加工可能なデータ形式(ワ

ード、エクセル等)で作成する。

## 9 留意事項

### (1) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様の定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

### (2) 受託者の責務

受託者は、業務の遂行にあたり技術を最大限発揮できるよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められていない内容であっても積極的に提案を行うこと。

### (3) 業務遂行上の費用

本業務の遂行等において、本仕様書に明記のないものであっても、必要と認められる事項については、発注者と協議のうえ、原則として受託者負担により実施するものとする。

### (4) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、受注者に貸与するものとする。貸与資料については、厳重に管理するものとし、外部に漏洩してはならない。

### (5) 守秘義務

業務で知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。

### (6) 再委託の禁止

受託者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することを認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ事務局の承認を得ることとする。

### (7) 成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページへの掲載を含めすべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の承認を得ずに複製、使用、流用または他への公表をしてはならない。

### (8) その他

業務の遂行で疑義が生じた場合は、事務局と協議のうえ、別途定めるものとする。また、納品後、成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正すること。